

事務総局会議（第16回）議事録	
日時	平成30年6月12日（火）午前10時00分～午前11時20分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官
議事	<p>1 事務総局等が発出した通達等について 徳岡秘書課長説明</p> <p>2 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱等に基づく事務の実施状況について 徳岡秘書課長説明（資料第1）</p> <p>3 平成30年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第2）</p> <p>4 裁判所法82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理状況の報告について 中村総務局長説明（資料第3）</p> <p>5 管財人等協議会の開催について 平田民事局長説明（資料第4）</p> <p>6 調停運営協議会の開催について 平田民事局長及び村田家庭局長説明（資料第5）</p> <p>7 調停委員協議会の開催について 村田家庭局長及び平田民事局長説明（資料第6）</p> <p>8 特別養子縁組制度の見直しについての法制審議会への諮問について 村田家庭局長説明（資料第7）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2, 8</p> <p>◎ 了承 3, 4, 5, 6, 7</p>

秘書課長 徳岡



裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務  
の取扱要綱等に基づく事務の実施状況について

1 開示申出等に関する事務の実施状況について

(期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(1) 司法行政文書開示

申出件数 最高裁551件 下級裁650件

全部又は一部開示の判断 最高裁405件 下級裁265件

全部不開示の判断 最高裁181件 下級裁412件

(2) 保有個人情報開示

申出件数 最高裁11件 下級裁75件

全部又は一部開示の判断 最高裁7件 下級裁38件

全部不開示の判断 最高裁1件 下級裁42件

(3) 保有個人情報の訂正の申出及び利用停止の申出件数

最高裁該当なし 下級裁1件

2 苦情申出に関する事務の実施状況について

(期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(1) 苦情申出件数 127件 (原判断庁 最高裁91件 (保有個3件含む)、下級裁36件 (保有個12件含む))

(2) 情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問した件数 133件

(3) 答申件数 109件

平成30年度外国出張計画

**出張**

- |                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| 1 国際会議                               | 合計 3 人  |
| (1) 商事裁判所常設国際フォーラム（米国、約5日間）【民事局】     | 裁判官 1 人 |
| (2) 国際倒産裁判官ネットワーク（JIN）の国際会議（米国、約5日間） |         |
| 【民事局】                                | 裁判官 2 人 |

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して

最高裁判所に申出がなされた不服の処理状況

(平成29年4月1日～平成30年3月末日)

1 不服の総処理件数

103件

2 長官決裁による処理

1件

3 局長等による専決処理状況

(1) 処理件数 102件

(2) 処理結果

監督権不行使 102件

(3) 概要：別添のとおり

(局課別内訳)

総務局3件、民事局28件、刑事局34件、行政局25件、家庭局12件

(態様内訳)

裁判事務関係 92件、司法行政事務関係 10件

(4) 特徴的態様

態様の内訳としては、裁判事務関係の不服が全体の約90パーセントを占める。また申出人の類型としては、事件当事者からのものが約93パーセントを占める。

## 裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理等

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
1 総務局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H29.11.8	局長等専決	監督権不行使	
2 総務局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H30.1.10	局長等専決	監督権不行使	
3 総務局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.6.28	局長等専決	監督権不行使	
4 民事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.4.7	局長等専決	監督権不行使	
5 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.6.9	局長等専決	監督権不行使	

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
 ■裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
6 民事局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H29.10.11	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
7 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.10.11	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官及び調停委員
8 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.10.11	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官及び調停委員
9 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.11.1	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官及び調停委員
10 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.12.27	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び調停委員

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
11 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.4.3	局長等専決	監督権不行使	
12 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.4.3	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
13 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.4.17	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
14 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.5.8	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
15 民事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.6.15	局長等専決	監督権不行使	

■裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
 □裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
16 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.7.10	局長等専決	監督権不行使	
17 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.7.24	局長等専決	監督権不行使	
18 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H29.8.18	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
19 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.11.2	局長等専決	監督権不行使	
20 民事局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H29.11.22	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人種別	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理種別	処理結果	備考
21 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.22	局長等専決	監督権不行使	
22 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.18	局長等専決	監督権不行使	
23 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.2.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官
24 民事局	当事者	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	H30.2.16	局長等専決	監督権不行使	
25 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.2.13	局長等専決	監督権不行使	

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人種類	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
26 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.3.27	局長等専決	監督権不行使	対象者は裁判官及び書記官
27 民事局	当事者	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.27	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
28 民事局	当事者	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.27	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
29 民事局	当事者	裁判事務	執行官	[REDACTED]	H29.12.7	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
30 民事局	その他	司法行政事務	執行官	[REDACTED]	H29.12.7	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

■裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
 ■裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
31 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.5.22	局長等専決	監督権不行使	
32 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.4.20	局長等専決	監督権不行使	
33 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.5.1	局長等専決	監督権不行使	
34 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.5.9	局長等専決	監督権不行使	
35 刑事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.5.17	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人種類	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
36 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.6.6	局長等専決	監督権不行使	
37 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.6.28	局長等専決	監督権不行使	
38 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.7.31	局長等専決	監督権不行使	
39 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.8.23	局長等専決	監督権不行使	
40 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.9.12	局長等専決	監督権不行使	

■裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
 ■裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人種類	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
41 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.10.4	局長等専決	監督権不行使	
42 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.11.24	局長等専決	監督権不行使	
43 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.11.24	局長等専決	監督権不行使	
44 刑事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.12.6	局長等専決	監督権不行使	
45 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.13	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

■ 裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
 ■ 裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
46 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.19	局長等専決	監督権不行使	
47 刑事局	その他	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.20	局長等専決	監督権不行使	
48 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.26	局長等専決	監督権不行使	
49 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.28	局長等専決	監督権不行使	
50 刑事局	その他	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.28	局長等専決	監督権不行使	

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
 国裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
51 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.1.17	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
52 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.1.17	局長等専決	監督権不行使	
53 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.1.22	局長等専決	監督権不行使	
54 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.1.29	局長等専決	監督権不行使	
55 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.2.6	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
56 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.2.6	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
57 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.2.6	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
58 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.2.6	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
59 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.2.16	局長等専決	監督権不行使	
60 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.2.16	局長等専決	監督権不行使	

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
61 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.3.7	局長等専決	監督権不行使	
62 刑事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.3.7	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
63 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.3.8	局長等専決	監督権不行使	
64 刑事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.3.15	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
65 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.3.29	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
66 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.5.17	局長等専決	監督権不行使	
67 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.5.30	局長等専決	監督権不行使	
68 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.5.31	局長等専決	監督権不行使	
69 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.6.2	局長等専決	監督権不行使	
70 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.6.2	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
■裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
71 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.6.6	局長等専決	監督権不行使	
72 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.6.7	局長等専決	監督権不行使	
73 行政局	当事者	裁判事務	労働審判員	[REDACTED]	H29.6.26	局長等専決	監督権不行使	
74 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.7.28	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
75 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.8.4	局長等専決	監督権不行使	

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
②裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
76 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.8.21	局長等専決	監督権不行使	
77 行政局	当事者	裁判事務	労働審判員	[REDACTED]	H29.8.31	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
78 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.9.14	局長等専決	監督権不行使	
79 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.9.28	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
80 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.10.17	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
81 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.11.30	局長等専決	監督権不行使	
82 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.19	局長等専決	監督権不行使	
83 行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.1.10	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
84 行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.1.11	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
85 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.1.17	局長等専決	監督権不行使	

：裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
自裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
86 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.1.19	局長等専決	監督権不行使	
87 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.2.7	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
88 行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.2.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
89 行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.2.16	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
90 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.3.1	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
91 家庭局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.4.28	局長等専決	監督権不行使	
92 家庭局	その他	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	H29.7.3	局長等専決	監督権不行使	
93 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.7.3	局長等専決	監督権不行使	
94 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.7.28	局長等専決	監督権不行使	
95 家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.8.16	局長等専決	監督権不行使	

■裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
 ■裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人種別	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
96 家庭局	当事者	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	H29.11.2	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
97 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H29.12.27	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
98 家庭局	その他	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.2.7	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
99 家庭局	弁護士	裁判事務	調停委員	[REDACTED]	H30.2.13	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
100 家庭局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.2.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、書記官、事務官及び調停委員

裁判の当事者から司法行政事務を対象として申出のあったもの  
 ②裁判の当事者以外から司法行政事務を対象として申出のあったもの

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理类型	処理結果	備考
101 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.3.7	局長等専決	監督権不行使	
102 家庭局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.3.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、書記官及び裁判官

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理等（参考）

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
民事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H29.6.5	長官決裁	監督権不行使	

(平成30. 6. 12民三印)

管財人等協議会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成30年9月から平成31年3月までの間の1日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 倒産事件の管財事務等の処理に關し考慮すべき事項
- 5 協議員 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員、管財人及び個人再生委員並びに会社更生事件の管財人等の各候補者

各地方裁判所の定める人数

- 6 参列員 各地方裁判所の倒産事件担当の裁判官及び裁判所書記官

各地方裁判所の定める人数

(平成30.6.12民二印)

調停運営協議会の開催について

- 1 主催 各高等裁判所
- 2 期日 平成30年9月から11月までの間の1日
- 3 場所 各高等裁判所所在地
- 4 協議事項 民事調停及び家事調停の運営に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 各地方裁判所又は管内の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員 若干人
- 6 参列員 (1) 各高等裁判所の事務局長又は事務局次長、開催地にある地方裁判所及び家庭裁判所の長並びに開催地にある地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の調停担当裁判官各1人  
(2) 日本調停協会連合会の理事長、副理事長（当該高等裁判所管内から選任された者）及び事務局長

(配布資料)

(平成30.6.12家二印)

調停委員協議会の開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成30年10月18日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 民事

民事調停の利用者のニーズに応える充実した調停運営を実現するための評議の在り方及びそれを実現する上で調停委員が果たすべき役割

- (2) 家事

適時適切な評議を通じた調停運営の在り方及びそれを実現するために調停委員が果たすべき役割

- 5 協議員 (1) 各高等裁判所本庁の所在地にあっては、各地方裁判所又は管内の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員1人ずつ  
(2) (1)以外の地にあっては、各地方裁判所若しくは管内の簡易裁判所の民事調停委員又は各家庭裁判所の家事調停委員いずれか1人

合計 58人

(30.6.13)

## 特別養子縁組制度の見直しについての法制審議会への諮問

### 1 法制審議会への諮問（平成30年6月4日）

#### (1) 諮問事項

「実方の父母による監護を受けることが困難な事情がある子の実情等に鑑み、特別養子制度の利用を促進する観点から、民法の特別養子に関する規定等について見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」

#### (2) 諮問に至った経緯

特別養子縁組制度については、家庭に恵まれない子に温かい家庭を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、昭和62年民法改正により導入され、創設以来見直しはされていないが、養子となる者の年齢要件（原則6歳未満）のために、施設入所中の小中学生等について利用することができないという問題点や、試験養育を開始した後に実父母が突然同意を撤回することがあるため、試験養育を安心して開始することができないという問題点が指摘されている。

こうした指摘を受け、平成28年6月公布の児童福祉法等の一部改正法は、附則2条1項において、「この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とした。

このような状況を踏まえ、平成29年7月から、「特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会」（座長・大村敦志東京大学教授）が開催され、法務省も参加して議論が重ねられてきた。

平成29年7月～平成30年5月 月1回ペースで11回開催

平成30年5月 中間報告書取りまとめ

もっとも、特別養子縁組制度の見直しは、国民生活に与える影響が大きく、見直しをする場合の方向性についても様々な考え方があり得ることから、法制審議会の意見を求めることがされた。

## 2 今後の予定

平成 30 年 6 月	部会で検討開始（月 1 回ペースで約 9 か月）
平成 31 年 2 月	部会から法制審議会総会に報告
	法制審議会の答申（予定）

## 3 法制審議会特別養子制度部会における主要な検討予定事項

- (1) 養子となる者の年齢要件等について
- (2) 実方父母による同意の撤回の制限について
- (3) 実方父母の同意を要しないことをあらかじめ確定する方法について